

# 平成25年7月1日以降に公示する工事から 中間前金払制度を導入します

中間前金払制度は、契約を締結したあとに受け取った4割以内の前払い金に加えて、さらに2割までの範囲で前払金を追加で請求できる制度です。

## 中間前金払のメリットは

- 簡単な手続きで工事代金が早く受け取れます。
- 部分払のような出来高検査はありません。
- 出来高検査時のような工事関係書類の作成は不要です。
- 低い保証料率で資金調達が可能です。

### 1. 対象となる工事

当初契約金額が500万円以上で工期が60日以上 of 工事です。

### 2. 中間前金払の要件とは

次の要件の全部を満たしていることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3. 中間前金払の金額

請負金額の10分の2以内の額。ただし、当初支出した前払金と合計して請負金額の10分の6を超えることはできません。

### 4. 中間前金払は選択制

- 中間前金払と部分払は、選択制となっており、契約締結時に請負者が選択を行うことになっています。
- 中間前金払を当初に選択した場合は、その後に部分払を請求することはできず、また、部分払を当初に選択した場合、その後に中間前金払を請求することはできません。(債務負担行為に係る工事を除く。)

### 5. 手続き

『中間前金払認定請求書』に工事の進捗率を示す資料(工事工程表)を添えて当該工事に係る監督職員へ提出し、認定をうけてください。



## 中 標 津 町

手続き等の詳細は、財政課契約用度係にお問い合わせください。